

令和7年度 海田町立海田南小学校 生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、海田町立海田南小学校の学校教育目標を達成するためのものであり、自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登校・遅刻・欠席・早退)

第2条 登校・遅刻・欠席・早退については、望ましい生活習慣づくりをするために、次のように規定する。

- (1) 登下校は、学校と地域が協力し、地域の保護者が主となって編成した班によって交通ルールを守り、安全に注意して並んで登下校する。班長は、原則、最高学年児童が務める。
- (2) 始業時刻は、8時10分とし、学習活動が開始される場所で座席等についておく。
- (3) 終業の後、毎月お知らせする下校時刻一覧に記されている時刻以降に児童が学校に残ってはならない。但し、補習・指導等が残る場合は、担任等と保護者が連絡を取り、校長の許可のもと学習等をすることができる。
- (4) 欠席および遅刻の場合、7時15分から8時10分までに、保護者がその事由を連絡帳または電話で、学校に連絡する。
- (5) 登校後は、教員の許可なく校外に出てはならない。

(頭髪)

第3条 頭髪については、児童が衛生的かつ心身ともに安定した状態で学業に集中できるようにするため、次のように規定する。

- (1) 髪型等全般
男女とも、奇抜な髪型は禁止する。男子は、短髪、女子で髪が長い場合は、耳上部より低い位置で1本または2本に束ねた髪型を基本とする。
- (2) 頭髪の長さ
一部だけを極端に長くしたり、短くしたり、そり込んだりすることを禁止する。男女とも前髪は、目にかからないようにする。女子は、前髪を黒、紺、茶の目立たないピンで留めてもよい。シュシュは不可。
 - ア 男子児童
横髪は、耳を隠さない長さとする。後ろ髪は、ポロシャツの襟の下を越えない長さとする。
 - イ 女子児童
髪が肩にかかる場合には、黒、紺、茶の目立たないゴムで1本または2本に束ねる。三つ編みも可。
- (3) 染色・脱色・着毛・整髪料
疾病の理由を除き、脱色、染色、各種パーマ、着毛、整髪料は禁止とする。

(化粧・装飾・装身具・不要物)

第4条 化粧・装飾・装身具・不要物について次のように規定する。

- (1) 口紅、色付き・匂い付きリップクリーム、ネイルコスメ等の化粧・装飾類の一切をしない。
- (2) ピアス・指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト、カチューシャ、ミサンガ等の装身具の一切を付けない。
- (3) まゆ毛はそり落としを含め、そったり、切ったり、整えたりしない。
- (4) 携帯通信機器全般、パソコン類、ゲーム類、漫画、化粧品、菓子、刃物、危険物、その他学校での学習活動に不必要なものの持込は禁止する。

(服装、持ち物等)

第5条 基準服等の服装については、児童が衛生的かつ心身ともに安定した状態で学業に集中し、社会で認められる人格の基礎を養うことができるよう、次のように規定する。

- (1) 基準服
 - ア 冬服(4月～5月、10月～3月)
白のポロシャツ。男子は、紺色半ズボン。女子は、紺色プリーツスカート。上着(グレー)
 - イ 夏服(6月～9月)
男女とも、白のポロシャツ。男子は、紺色半ズボン。女子は、紺色のプリーツスカート。

ウ 特に暑い日・寒い日の通学

日傘・クールタオルについては、登下校中は可とする。校舎内では着用しない。

基準服の上着と共にベスト・セーター・カーディガン（色は無地で白、紺、黒、灰、フード付きは不可、袖や裾が基準服から出ない）を着てもよい。ただし、ベスト・セーター・カーディガンなどだけでは登校しない。

上着の上にジャンパー等を着用してもよい（フード付きは不可）。

風邪等で長ズボンやタイツ等の着用やカイロを持参したい場合は保護者の判断で可とする。

エ 衣替えは、夏服は6月1日、冬服は10月1日を原則とする（前後約4週間が調整期間）。

オ 男子の半ズボンの長さや女子のスカートの長さは、極端に長いものや短いものは禁止する（女子のスカートは膝がかくれる程度が基本）。

カ 基準服のボタンは全て留め、変形はしない。

キ 学校が定める名札を左胸の位置に付ける。

ク ポロシャツは、ズボン・スカートから出さない。

ケ ポロシャツの下には、衛生面、健康面を考慮し、必ず下着を着用する。色は白またはベージュとし、柄物のTシャツや襟口・袖口から見える下着は禁止する。

コ 靴下は、無地の白・紺・黒・グレーとする。（ワンポイントは可。ルーズソックス、膝上のハイソックス、くるぶしまでのスニーカーソックスは不可）

サ 通学靴は、無地の白色の運動靴（ライン・マーク等も全て白色）かかとを踏まない。かかと部分に名前を記す。

シ 悪天候の場合は、長靴で登校してもよい。

ス 冬季には、手袋、マフラー等の防寒着を登下校時に着用してもよいが、奇抜であったり、華美であったり、安全上問題があったりするものは禁止する。校舎内では、防寒着は着用しない。休憩時間中のマフラー、ネックウォーマーの使用は、安全上の問題で禁止する。

セ 登下校では、安全・紫外線対策として必ずエンジ帽子を着用する。

(2) 体育時の服装

ア 各自で学年・学級・名前を記した布を体操服の左上に縫いつける。冬季は長袖も可。

イ 紺色のハーフパンツ

ウ 適切な長さにゴムひもが調節された赤白帽子

エ 水泳の水着等は、別途、学校より保護者に知らせる。

オ 特に寒い日は、体操服の上にトレーナー等（白、黒、紺、グレー、フード付きは不可）を着用してもよい。

(3) 上靴

ア 白色。かかとを踏まない。

イ かかと部分とつま先部分に名字または名字と名前を記す。

(4) 学用品等

ア シャープペンシル等、書く又は描く学習に必要でないものは禁止する。

イ 筆箱や文房具等に付属する飾りは学習の妨げになる恐れがあるので禁止する。

ウ 学習に必要なものは適切に準備し、学習に必要なものや集団生活・学習の妨げになるものの持込を禁止する。

エ 筆箱は箱型とする。カンのタイプは禁止とする。

(校内の生活)

第6条 校内の生活については、安全、安心、児童の自立と自律を目的に次のように規定する。

(1) 授業

ア 時間を守る（着席してチャイムを聞く）。

イ 授業前後のあいさつや呼名後の返事を相手に伝わる声と態度で行う。

ウ 授業妨害（私語、立ち歩き、奇声、音出し、教師の指示に従わない等）をしない。

エ どの学習活動にも一生懸命取り組む。

(2) 休憩時間

ア 校内放送は、会話や動きを止め、静かに聞く。

イ 特別教室や少人数教室、体育館、他の教室には勝手に入らない。

エ 廊下等、安全に気を付けて右側を歩く。

オ 道路、駐車場、校舎や体育館周辺のコンクリート部分では遊ばない。

- カ 学校の施設や道具、草花や樹木を大切にする。器物等を破損した場合は、速やかに届け出る。破損については、故意である場合には弁償とする。場合によっては、関係機関と連携する。
 - キ 特別教室等への移動は、学級でまとまり、担任の先導で二列または一列で黙って移動する。原則として特別教室の施錠・開錠は教職員が行う。
 - ク 校内・登下校において、一部の友人で手紙交換をしたり、プレゼント等をしたりは禁止する。登校後は、速やかに教室に上がる。
- (3) 保健室の利用
- ア 体調がすぐれない場合の保健室の利用時間（様態観察・休養時間）は、1時間程度とし、体調の回復が見込まれない時は、保護者に連絡をし、保護者の迎えを依頼する。
 - イ 保健室を利用する際は、必ず担任にその旨を伝えて、保健室に行く。
 - ウ 養護教諭と担任で連携をとり、児童の体調の様子から保健室での休養が必要ないと思われる児童は保健室で休養しない。
- (4) 給食
- ア ワゴンの返却時刻に遅れないように給食を終了する。
 - イ 衛生・健康・保健上の教育的目的を達成するために、児童のアレルギーや宗教上の理由に配慮しながら、バランスよく給食を食べさせる指導をする。時間を大幅に過ぎて、児童がワゴン返却場所へ個別に食器を片付けることはしない。
- (5) 掃除
- ア 掃除時間に間に合うように掃除場所へ移動し、喋らないで時間いっぱい掃除を行い反省も行う。
 - イ 雑巾は、流して直接洗わず、バケツを使用する。
- (6) 教育相談
- 児童・保護者が相談したい場合、相談室等でスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや管理職、養護教諭等と相談することができる。また、学校は校外の相談機関も積極的に紹介する。
- (7) その他
- 卒業生や部外者の学校内への無断立ち入りは禁止する。用事のある場合は、事務室または職員室へ連絡する。学校の敷地内に入り、警告したにもかかわらず、校外に移動しない場合、学校は警察に通報する。

第3章 校外での生活に関すること

(家庭・地域での生活)

第7条 家庭・地域では、次の事項を守り、安全・安心かつ健全に生活ができるようにする。

- (1) 外出の場合は、行き先・帰宅時刻を家族に伝える。
- (2) 児童だけで校区外（友だちが住んでいるところの範囲外）に出ない。
- (3) 児童だけで、駄菓子屋、ゲームセンターの出入りは禁止する。コンビニ、スーパー等全ての店舗は、親が許可したおつかい以外の出入りは禁止する。
- (4) 4月から9月末までは18：00、10月から3月末までは17：00 の放送が鳴り始めたら帰宅する。
- (5) パソコン、携帯電話、その他通信端末を使つての児童のインターネットの使用は、原則禁止する。各家庭の事情等でやむを得ず、電話等を使用する際は、保護者が全ての情報を知りえた状態、適切な管理の下で使用する。
- (6) カード、ゲーム、金銭等の貸し借り、おごり合いは禁止する。
- (7) 1～3年生は、保護者の目の届くところで自転車を使用する。4年生以上は、交通ルール、マナーを守り、下り坂・横断歩道・線路の踏切等では押して歩く等安全に気を付けて自転車を使用する。
- (8) エアガン等の遊び道具、刃物、ライター、マッチ等危険物の使用を禁止する。
- (9) 子どもだけで、川、池、高い所、せまい所、入ってはいけない所、危ないものがある所、工事現場、他人が管理している所等へ行くことを禁止する。
- (10) 地域のルールやマナーを守る。
- (11) その他、万引き、自転車盗、火気乱用、無断外泊、夜間徘徊・外出等の行為や触法行為は、児童の反省・更正・成長のために警察に連携・相談・通報する。

第4章 特別な指導

(問題行動への特別な指導)

第8条 特別な指導とは、児童の発達段階や問題行動の内容を考慮した学校での反省指導のことである。児童に問題行動を起こした直接のきっかけや要因、周囲との関係などを整理させ、以後の生活に生かす指導・援助をする。問題行動に対し、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

本校の定める指導段階は次の通りとする。

段階	問題行動	指導場所	指導者	指導法
第一段階	① 服装規定違反の繰り返し ② 授業中の問題行動 ③ 不要物の持ち込み ④ 人としてのマナーに反する言動 ⑤ 登下校や道路等におけるマナー違反 ⑥ いじめに関係している ⑦ 教育上指導を必要とすると判断 ⑧ 指導無視(3回まで)	相談室 会議室	担任 生徒指導担当	本人への説諭、事実・反省・宣誓の文章の作成および保護者への連絡 学級全体への投げ掛け
第二段階	第一段階の指導で改善が見られない	相談室 校長室	担任 管理職 生徒指導担当	第一段階の指導を踏まえた保護者面談
第三段階	① 第二段階の指導で改善が見られない ② 暴言、暴力行為(対教師、児童間)、器物破損 ③ 飲酒・喫煙及び薬物購入、所持 ④ いじめ加担(直接加害、はやし立て、指示) ⑤ 家出及び深夜及び夜間徘徊・外泊 ⑥ 金品強要、不良集団への加入及び参加、不健全娯楽や不純異性交遊 ⑦ 法令・法規に違反する行為等、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為	相談室 校長室	担任 管理職 生徒指導担当 生徒指導主事	第二段階までの指導を踏まえた学校からの懲戒(校内反省個別指導)又は場合によっては、教育委員会・警察と連携

※ 反省指導の期間等は、児童の発達段階等を総合的に判断し、校長が決定する。

(規程の周知)

第9条 児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA総会、懇談会等で、直接説明を行ったり、ホームページで公開したりする。

(1) 学校に来校しない保護者に対しては、必要に応じて家庭訪問を行う。

(2) 本規程とは、別途「海田南小ガイドブック」により、児童が理解しやすいようにしたり、詳細を規定したりする。

附則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成30年1月5日から施行する。

附則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和3年1月15日から施行する。

附則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。